久南産第301号 令和7年8月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久米南町長 片 山 篤

		·
市町村名		久米南町
(市町村コード)		(663)
地域名		神目中地区
(地域内農業集落名)		(神目中中・神目中下)
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年8月24日
励哉の結果を取り	こめがに平月日	(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

・当地域は、中心経営体や農事組合法人などの担い手が農地を集積し、広く受け手となって管理ができているが、地域全体の農業従事者は高齢化が進んでおり、10年後には離農者や後継者のいない農地が増えることも懸念されている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・引き続き、中心経営体や農事組合法人などの担い手に農地を集積しながら、地域が協力し合い、中山間地域等 直接支払交付金事業などの補助事業を活用し、農地及び農業用施設の維持管理を行い、次世代への継承を図っ ていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	16.3 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

## (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域計画の目標地図に載せた農用地等を農業上の利用が行われる区域とする。 保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

	A-110-1-07-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-					
	髪業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項					
(1)農用地の集積、集約化の方針 ・高齢化等により離農する農業者に関する情報収集や農用	日地の活用支針など 今後も地域内で話合いを実施して					
「「一両師に守により離辰りる辰来省に関りる情報収集で辰月 いく。そのうえで、農地中間管理機構を活用し担い手等へ(						
(2)農地中間管理機構の活用方針						
(2) 展地中間管理機構の活用力計 ・所有者の意向、受け手の確保が調整できれば、農地中間	間管理機構を活用して農地の賃貸借を進めていく。					
が、自己の心が、人が、」の。能がの。断定できずのは、成としては	1日生成情で11/110で成2600 異異情で定めてい、					
(3)基盤整備事業への取組方針						
・状況に応じて地域で話し合い、必要な基盤整備を検討して	ていく。					
(4) 名様な経営はの確保・善成の取組大会						
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ・離農者や後継者不在者の農地を地域内の担い手へ継承	さることを基本としつつ 必要に応じて地域外からも担					
い手となる農業者を確保することを想定しながら今後も協						
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農						
・中心経営体や農事組合法人等などの担い手が多くの農 る体制をつくっている。	<b>地の作業を受託し、効率化を図り、農業経営を維持でき</b>					
る体制をしていている。						
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選	₹択し、取組方針を記載してください)					
☑ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □	③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等					
□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等	⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他					
【選択した上記の取組方針】						
①有害鳥獣被害対策として、被害が拡大しないよう地域に	よる防護柵等の設置や維持管理、有害鳥獣の目撃・被					
害状況の情報共有などに取組む。	· 小吃 . 朗芙蓉\ 0.44 * \$\$\$\$ * \$\$					
⑦地域内の農地の保全・管理を協力し合い、農業用施設(	小路·辰坦寺/の維持官理を美施する。					